

DynaSmart 教育機関向けプラン ライセンス契約書

ダイナコムウェア株式会社(以下「弊社」といいます。)は、本契約の期間中に限り、DynaSmart 教育機関向けプランのライセンス認証を受けた法人に対し、DynaSmart 教育機関向けプランで提供するフォント(以下「本フォント」といいます。)を、本契約に定める条件で非独占的に使用する権利を許諾します。

第 1 条 使用条件

1. お客様は、学校教育法によって定められた教育機関、地方行政に関する法律に規定された教育目的の組織、国または地方自治体が管轄している大学校、公共職業能力開発施設及び職業訓練法人のいずれかであることを条件とします。
2. お客様は、本契約に従い、本フォントをハードディスク等の記憶媒体にインストールする場合、本契約で許諾された数量を上限とするコンピュータの台数にのみインストールし使用することができます。本契約で許諾された数量は別途弊社が交付する「ライセンス証明書」に記載いたします。
3. お客様は日本国内に住所があることを条件とします。
4. お客様は、本フォントを本契約を締結し学校施設内に限って使用することができます。但し、第 2 条に該当する場合はこの限りではありません。
5. 本フォントの使用は、非営利を目的としたものに限られるものとします。

第 2 条 禁止事項

1. お客様は、本契約に反して本フォント及び付属ドキュメントを複製、転記することはできません。
2. お客様は、本フォントのリバースエンジニア、逆アセンブル及び逆コンパイルを含め、いかなる方法によっても、本フォントを改変、結合、修正したり、本フォントから生成されたデータを元に新たな書体データを作成することはできません。
3. お客様は、本フォントまたはその複製物を第三者に譲渡、貸与、リース、又は再使用許諾することはできません。
4. お客様は、本製品の著作権表示及び登録商標表示を除去したり、不明確にしたりすることはできません。
5. お客様は、本契約締結時の団体以外に契約名義を変更することはできません。
6. お客様は、本フォントのアウトラインデータを ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)やサーバにインストールしてご利用もしくはそれに類する方法で販売・頒布・貸与または再使用許諾することはできません。
7. お客様は、本フォントを使用して商標登録等、法的保護を受けるロゴタイプを作成することはできません。
8. お客様は、本フォントをハードウェア、ソフトウェア、ゲームやスマートフォンアプリにアウトラインで組み込んで使用することはできません。
9. お客様は、本フォントを画像化し、ハードウェア・ソフトウェアで、システムフォント等文字コードを使用して入力・表示する方法での搭載・使用することはできません。
10. お客様は、サインネージ本体にフォントを搭載する場合やサーバーから画像を配信する場合などは使用することはできません。
11. その他お客様の使用目的が有償・無償(商用・非商用)にかかわらず、ご使用方法により別途許諾契約・費用が必要となる場合がございます。

第 3 条 著作権

本契約で提供されるフォント及びマニュアル等の付属文書に関する著作権等の知的財産権はすべて DynaComware Taiwan Inc. に帰属し、それらは日本国著作権法及び国際著作権条約ならびにその他の関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されます。

第 4 条 保証及び責任の制限

1. 弊社は、本フォントに関する重大な内容の誤り(バグ)や使用方法の改良など、弊社が必要と認めた情報のみをお知らせし、これをもって弊社の唯一の責任といたします。その他許諾ソフトウェアに関するいかなる保証もいたしません。本製品の選択導入はお客様の責任で行っていただき、本製品の使用およびその結果についても同様とします。
2. 弊社および本フォントの原供給元は、本フォントの瑕疵・不具合について、明示又は黙示を問わず、一切の責任を負いません。又、これらの者は、お客様のデータ、使用利益もしくは得べかりし利益の損失、事業の中断、又は付随的・間接的損害もしくはは特別損害、又は第三者からの請求について、一切の責任を負いません。

第 5 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、お客様が本契約書を受領した日から効力が発生し、契約書記載の契約期間が終了するまで継続します。ただし、契約期間満了前に終了された場合はこの限りではありません。

2. お客様が本契約に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本契約を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。

第6条 契約終了

1. 本契約が終了した場合、お客様は速やかにインストールされた本フォントを弊社が定める方法に従いコンピュータから削除しなければなりません。なお本フォントの削除が正式に完了した場合、PC削除証明が作成されます。
2. 本契約終了1週間以内にお客様のご負担で解約申出時に弊社よりお送りする解約同意書、並びに前項のPC削除証明を弊社に提出しなければなりません。

第7条 遵守事項

1. お客様は、契約したライセンス数の範囲内で本フォントをコンピュータにインストールする事を管理しなければなりません。ライセンス管理に関して、弊社より要求された場合、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出を含め書面により証明しなければなりません。証明について合理的な疑いがあり、弊社が必要かつ適切とみなした場合には、お客様に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、またはその他のバックアップ媒体及びその他の書類について調査する権利を有し、お客様はこれに応じる義務を負うものとします。弊社は、かかる調査をお客様の事業所だけでなく弊社が必要と認めた場所で実施することが出来るものとします。
2. お客様は、本契約の期間中に住所、管理担当者等のお客様情報に変更があった場合は速やかに弊社へ報告しなければなりません。

第8条 無効化手段等

弊社は、本契約の契約期間に基づく制限装置等を含む技術的無効化手段を本フォントに抱合させることが出来ます。この無効化手段により本契約が終了した場合などに本フォント等を無効化することが出来る権利を有します。お客様は、かかる無効化手段が実施された場合でも、一切の意義を申し立てないものとします。また、弊社は本フォントが本契約及びライセンス証明書等にて指定されている使用の許諾及び有効なライセンスの範囲で使用されるために、如何なる技術的手段を適時追加することが出来るものとします。

第9条 一般条項

1. 本契約書は、本製品に関する全ての合意や取り決めを定めたものとします。
2. 本契約の成立、効力、解釈及び履行については日本法を準拠法とします。
3. お客様および弊社は、本契約に関連して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第10条 その他

本フォント製品は、将来予告なしに変更されることがあります。その他、上記に記載されていない条項に関しては著作権法および関連法規に従うものとします。

第11条 (準拠法および合意管轄)

本契約、並びに本契約の各条項の効力、および解釈は日本法に支配されるものとし、本契約に関する全ての紛争については、日本国東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。